

観光庁 令和8年度

質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業
事業公募説明会



観光庁
Japan Tourism Agency



調査事業

1. 事業目的・背景、事業内容

2. 申請条件

3. 事業規模・支援内容

4. 申請に当たってのポイント

5. スケジュール

6. 申請方式・申請書式

補助事業

1. 事業概要、支援内容

2. 具体的な対象メニュー

3. 申請に当たってのポイント

4. 公募期間

質疑応答(10分)



調査事業

1. 事業目的・背景、事業内容

2. 申請条件

3. 事業規模・支援内容

4. 申請に当たってのポイント

5. スケジュール

6. 申請方式・申請書式

補助事業

1. 事業概要、支援内容

2. 具体的な対象メニュー

3. 申請に当たってのポイント

4. 公募期間

質疑応答(10分)

事業目的

- ✓ 令和7年の訪日外国人旅行者数は約4,268万人・消費額は速報値で約9.5兆円と、共に過去最高を更新しましたが、2030年(令和12年)目標の訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円を達成するためには、あらゆる機会を捉えたインバウンド需要の獲得が必要となります。
- ✓ 質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマドの継続的な誘客・受入れに向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的とします。

背景

令和
6年

長期滞在による地域消費の拡大、ビジネスにおける経済効果が期待できることから世界各国でデジタルノマド誘客に向けた動きが活発となり、我が国においても在留資格制度が令和6年3月に創設。

令和
7年

観光庁においては、**令和6・7年度**において、**デジタルノマドの特性・ニーズを踏まえた受入体制及び滞在プログラムの構築**に取り組むモデル実証事業を行い、他の地域のモデルとなる優良事例を組成。

令和
8年

令和8年度は、更なる誘客を図るため、**より先進的な取組**のモデル実証を実施。

実証事業の内容

次の(1)～(3)全ての条件を満たす事業を申請してください。

(1)地域の課題や特性、当該地域が有する魅力等に照らし、本事業を通じてデジタルノマドの誘客に取り組む目的や今後造成するプログラムの背景にあるニーズを明らかにした上で、当該地域がターゲットとするデジタルノマド層や事業目標(KPI)について設定すること。

(2)本事業の実証期間中に①～⑤の取組を行うこと。

① デジタルノマドの継続的な受入れに向けた体制の構築・誘客戦略の策定

- ✓ デジタルノマドの継続的な受入れに向けて、地域の課題・特性を踏まえた地域の最適なターゲティング・マーケティング、滞在プログラムの方向性、受入体制、人材育成、販売経路確保、資金調達含む経営計画を含む誘客戦略を策定する。

② デジタルノマドの継続的な受入れのための受入環境整備

- ✓ 誘客から滞在に向けた問合せ窓口の設置、主な滞在場所(ワーク環境や宿泊施設)との連携、滞在中の支援に対応する運営体制、人材の配置、WEBサイト開設等を含めた受入体制を構築した上で、原則として年間を通して受入れを行う環境及び体制整備に取り組む。
- ✓ コミュニティマネージャー等の確保・育成等を行う。

③ デジタルノマド向けの滞在プログラムの造成

- ✓ ターゲットとするデジタルノマド層の継続的な誘客に向け、デジタルノマド向けの滞在プログラム(モニターツアー含む)を企画・造成し、実施した上で、取組の検証を行う。

④ 誘客プロモーション・ネットワークづくり

- ✓ ターゲットとするデジタルノマド層に適した方法による情報発信・販路形成・拡大を行う。
- ✓ 招聘したデジタルノマドのメディアや所属するコミュニティ等を介して、滞在の様子や地域の魅力等を発信する。

⑤ 効果検証・フォローアップ

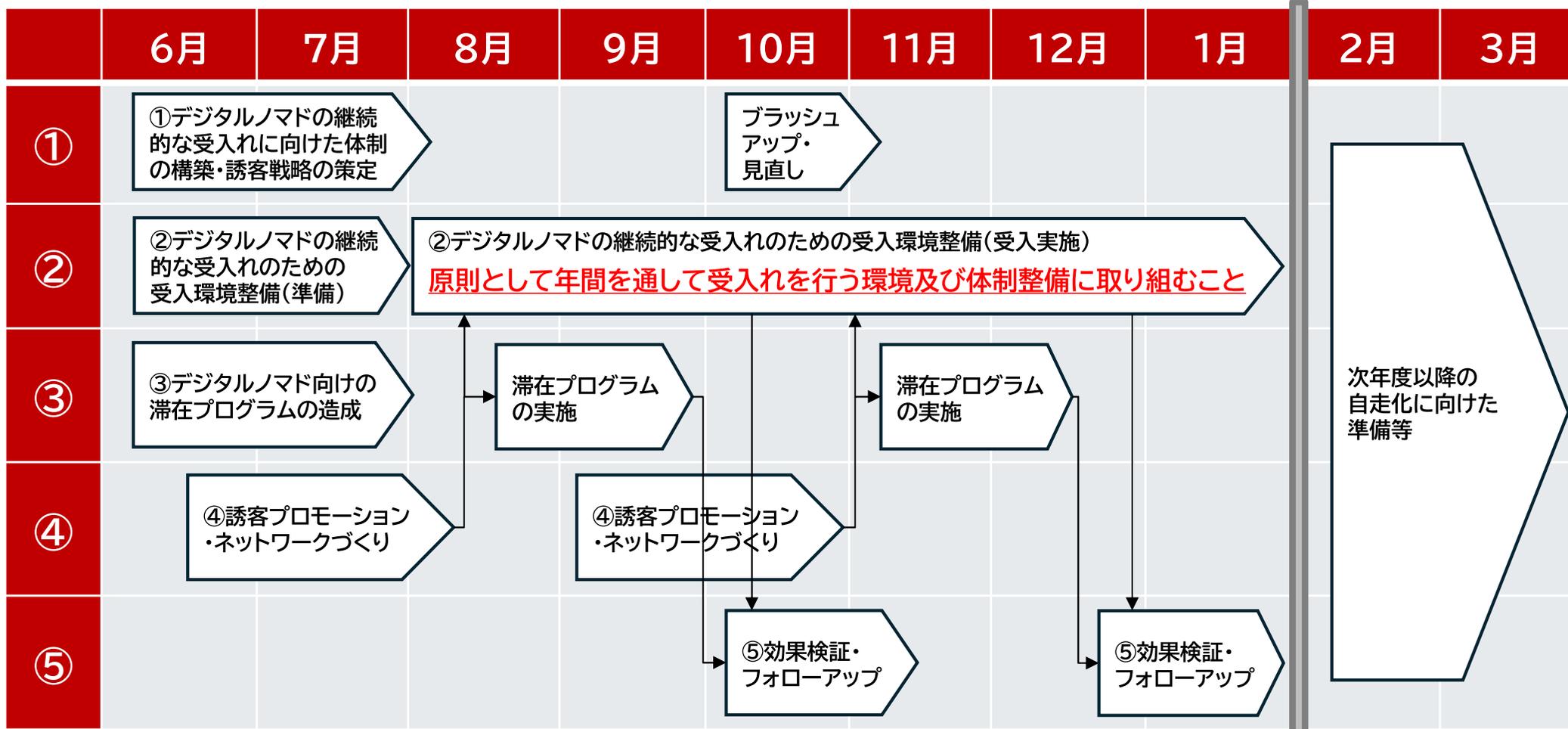
- ✓ デジタルノマド含む本事業に関わった関係者へのアンケート調査、地域消費額・ビジネスマッチング件数の確認。
- ✓ マーケティングに必要な滞在プログラム(モニターツアー含む)終了後の滞在・周遊先、ブログ等で発信される情報の確認。

(3)上記(2)の取組において、**先進的な取組要素を含むものであること**。例えば、東京/大阪と地方の二地域連携による周遊の仕組み化、高収入層又は企業に属するデジタルノマドを対象とした誘客スキームの構築(リモートワーカーを多く抱える海外企業等へのアプローチ施策・連携等も同様)、デジタルノマド向けビザを活用した90日を超える長期滞在促進に向けた体制整備といった取組などを想定しているが、これらに限定されるものではなく、誘客手法や滞在の在り方、地域プレイヤーとの共創・ビジネスマッチング、経済効果等の観点から上記に比肩するレベルの先進的な取組要素の提案を広く募る。

- 令和7年度事業では、コア期間/通年期間それぞれに必要な取組を区別した上でその両方を行うモデル実証を実施し、コア期間における滞在プログラム(モニターツアー等)は相当数のデジタルノマドを誘客でき成果を得られた一方、一部事業では通年期間の取組がやや手薄になる等の課題感が残るものもあったところ、年間を通してデジタルノマドが「不定期に、いつ訪れても」受け入れることができる環境及び体制が重要であるため、**令和8年度事業では、(コア期間/通年期間は区別せず)原則として年間を通して受入れを行う環境及び体制整備に取り組む**こととする。(一過性のイベントやモニターツアーのみの取組は認めない。)

■ 年間のタイムライン(イメージ)

1/31 実証期間終了



※本表はあくまでイメージであり、①～⑤の実施時期・具体内容は事業者で検討・策定すること。
ただし②は朱書きのとおり年間を通して受入れに取り組むこと。

申請主体

デジタルノマドの受入れに向けて、滞在環境や人材育成などの体制整備、滞在プログラムの造成を計画している下記の団体とします。

- ✓ 地方公共団体、DMO、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織
- ✓ 申請主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とし、地方公共団体の実施体制への参画に関する趣意書を提出すること

※申請主体がDMOの場合も、地方公共団体からの趣意書の提出を求める場合があります。

受入地域に関する条件

■ デジタルノマドを受け入れる前までに、以下の条件を満たすことを求めます。

- 受入前及び滞在中の支援が英語等に対応可能なコミュニティマネージャーが存在すること
- 高速で通信セキュリティが担保されたWi-Fi環境、世界との時差を考慮したコワーキングスペース、コミュニケーションが可能なカフェスペース等、快適なワーク環境があること
- 中長期滞在に適したコリビングやキッチン付宿泊施設等の宿泊施設があること
- 滞在場所及びその周辺に飲食・洗濯などの生活インフラが確保されていること

事業規模

<採択件数>4件程度

<事業上限>1,500万円(国費による部分)

支援対象となる活動

- 取組内容の企画開発
- 専門家からの意見聴取
- デジタルノマド向けの滞在プログラム(モニターツアー含む)の造成
- デジタルノマドの招聘、滞在プログラム(モニターツアー含む)の実施
- デジタルノマドの滞在支援の実施
- 滞在中の交流会や体験メニューの実施
- デジタルノマド受入に必要な人材の育成
- デジタルノマド誘客に向けて受入側の関係者を対象にしたセミナー・研修等の開催
- 写真、動画、SNS、ホームページ、フライヤー等を活用した広報活動
- 誘客を目的としたデジタルノマドが集まるイベント等への参加
- 効果検証、課題抽出のためのアンケート・ヒアリングの実施・分析

※デジタルノマドの招聘について最低人数目標、滞在プログラムの最低日数設定はありません。
※招聘に係る支援額の制限はありません。

申請対象外となるケース

本事業は、デジタルノマド受入れに向けた環境及び体制整備を目的とする。従来のインバウンド誘客との差異が見られない、地域消費の増進につながらないものについては、申請対象外です。

選定基準

- ① 事業内容の理解度
- ② 提案内容の新規性・独創性
- ③ 提案内容の具体性
- ④ 計画の確実性
- ⑤ 次年度以降の継続性

審査における加点項目

- ・ 観光庁が登録した「登録観光地域づくり法人(DMO)」が実施体制に参画していること
- ・ 複数の地域が連携して行う広域的な取組であること(東京/大阪と地方の二地域連携による周遊プログラムについてはさらに加点)
- ・ 日本企業への具体的な投資やビジネスにつながるアイデアが計画に含まれていること
- ・ 海外を本拠地とするデジタルノマド50人以上を誘客する大規模な取組であること(高収入層又は企業に属するデジタルノマド10人以上を誘客するプログラムについてはさらに加点)
- ・ 滞在期間が30日以上取組であること(90日を超える長期プログラムについてはさらに加点)

応募から精算までの流れは以下の通りです。



(注意)

- 本事業は令和8年度予算の成立が前提となります。
- 採択通知を受けても、ただちに事業開始ではありません。採択通知後に、事業計画書の提出と観光庁の承認を経て、事業承認通知後、事業開始となります。
- 採択通知及び公表、事業承認通知の時期は変更となることがあります。

提出書類

- 公募要領及び申請様式は、観光庁HPにて公開しております。
- すべての提出書類を準備してください。
- (1)についてはExcel形式とPDF形式、(2)についてはPowerPoint形式とPDF形式のものをそれぞれ提出すること。

形式	様式	提出書類名
(1)Excel形式 (拡張子. xlsx)	様式1	事業内容申請書
	様式2	申請主体
	様式3	実施体制
	様式4	事業計画書
	様式5	地域情報
	様式6	スケジュール
	様式7	プログラム提案書
	様式8	費用積算書
	別添1	趣意書
(2)PowerPoint形式 (拡張子. pptx)	事業概要説明書	

提出時の留意点

- ファイル容量は合わせて10MB以内とすること。
- 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成すること。

提出方法

申請書類を添付し、電子メールにて提出すること。
大容量送受信ツール等を使用することは原則不可。

観光庁 観光資源課 デジタルノマド事業担当
電子メール hqt-digitalnomad@ki.mlit.go.jp
※電子メールの件名冒頭に、必ず「**事業申請**」と付記。



調査事業

1. 事業目的・背景、事業内容

2. 申請条件

3. 事業規模・支援内容

4. 申請に当たってのポイント

5. スケジュール

6. 申請方式・申請書式

補助事業

1. 事業概要、支援内容

2. 具体的な対象メニュー

3. 申請に当たってのポイント

4. 公募期間

質疑応答(10分)

事業概要

質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘客・受入れに向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備及び滞在プログラムの造成等に必要な経費の一部を国が補助する事業

補助率・上限額

補助率は1/2以内とし、1事業当たり700万円を上限とする。(金額の下限はなし)

補助対象メニュー

- ア. 受入環境整備の実施に向けた戦略の策定等に係る費用
- イ. デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等に係る費用
- ウ. デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等に係る費用
- エ. デジタルノマドの受入れに必要な滞在プログラム造成・効果検証等に係る費用
- オ. デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等に係る費用
- カ. 本事業の効果検証、課題分析等に係る費用

補助対象メニューは複数実施可能。
補助対象経費に上限はないが、補助金の上限額は700万円まで。

※エ及びオの事業を実施する場合、事業計画の中で設定された目標について期間内に効果検証を実施すること。
目標の達成状況を踏まえて、次年度以降のデジタルノマド受入れに向けた誘客計画の見直しを行うこと。

	対象メニュー	具体例
ア	受入環境整備の実施に向けた戦略の策定等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業の企画開発及び専門家からの意見聴取に係る経費
イ	デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設等へのワーキングスペースの改修・整備に係る費用 ※ワークスペース新設やニーズに合わせた設備設置、内装整備等に係る費用 コリビング等デジタルノマド向け中長期滞在に適した宿泊施設の改修に係る費用 ※キッチン、リビング、ランドリー等の共同スペースの設置等、既存の宿泊施設や古民家等への中長期滞在に適した設備の改修・整備に係る費用 宿泊施設やワークスペース等に交流機会の創出を目的とし、ジムやバー等の趣味を通じて参加者同士が交流可能な設備の整備に係る費用
ウ	デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 世界との時差を考慮した24時間利用可能なワークスペースの整備を目的としたスマートロックの導入や防犯カメラ設置等の導入に係る経費
エ	デジタルノマドの受入に必要な滞在プログラム造成・効果検証等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> デジタルノマドの招聘・受入れ、モニターツアーの実施に係る経費 ※海外を本拠地とするデジタルノマドの訪日渡航経費、宿泊滞在費、コワーキングスペース利用費、滞在中の体験プログラムや企業訪問イベント、地域との交流会等の造成及び実費、滞在中の支援等に係る経費 デジタルノマド受入に必要な人材の育成費、受入側の関係者を対象にしたセミナー・研修等の開催に係る経費
オ	デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> デジタルノマドが必要とする宿泊施設、コワーキング施設、体験プログラム等の情報閲覧可能なWEBサイト等の構築に係る経費 SNS等を活用したデジタルノマドが必要とする情報の発信に係る経費 デジタルノマドが集まるイベント等への参加費や広告出稿に係る経費 デジタルノマド同士や地域とのつながりを促進するコミュニティツール等の導入に必要な経費
カ	本事業の効果検証、課題分析等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 招聘したデジタルノマドへのアンケートやヒアリングの実施、収集したデータの集計や分析、成果のとりまとめや報告等に係る経費

取組のポイント

- 従来のインバウンド誘客とは異なり、デジタルノマドの生活スタイルに対応した中長期滞在に寄与するもの、デジタルノマドの継続的な誘客に資する取組を申請対象とする。
- 次年度以降も継続してデジタルノマド誘客に取り組むこと。

【施設等の改修・設備の導入及び物品の購入を実施する場合】

- 数日間のイベントやモニターツアーのみに使用する施設整備でなく、デジタルノマドの継続的な受入れにつながるものであること。

【デジタルノマドの招聘を行う場合】

以下のいずれかの取組であること。

- 長期滞在による地域消費の拡大に資する取組
- ビジネスマッチングによるイノベーション創出・経済効果の拡大に資する取組
- 都市部やリゾート地の繁閑差対策として、デジタルノマドを対象とした一過性ではないイベントによる大規模誘客を図る取組



公募期間

調査事業

令和8年3月5日(木)～4月14日(火)

締切:17時00分まで

※締切までに受領したものを有効として取り扱います。
一度提出したものを差し替える場合、締切までに再提出が必要です。

補助事業

令和8年3月下旬～4月下旬(予定)



皆さまからのご応募をお待ちしております。

公募内容に関するお問い合わせ先

観光庁 観光資源課 デジタルノマド事業担当

電子メール hqt-digitalnomad@ki.mlit.go.jp

件名冒頭に【問合せ】を付記してお送りください。



観光庁
Japan Tourism Agency